

第189回沖縄県都市計画審議会
(令和6年度 第2回)

議案補足説明資料

- | | |
|--|-----------|
| 1: 中部広域都市計画道路の変更「3・2・6号 胡屋泡瀬線」に係る
都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解 | 3-1 |
| 2: 中部広域都市計画道路の変更「3・2・6号 胡屋泡瀬線」に係る
都市計画案への意見に対する都市計画決定権者の見解 | 3-3 |

中部広域都市計画道路の変更に係る都市計画公聴会の公述要旨及び公述に対する都市計画決定権者の見解
3・2・6号 胡屋泡瀬線

公述人	公 述 要 旨	都市計画決定権者の見解
1	(意見の要旨) ① 高原交差点南側のバスベイ新設(案)の設置位置については、当方所有の土地Aにかかり、また土地Bへの活用の観点から反対です。 ② 国道329号からの取り付けの沖縄市道(高原15号線)を滑らかな傾斜道路にして、途中のコンクリート間やアスファルト部分を撤去し、端への既設側溝の移設等で幅員5mへ拡充(既に里道の土地)の整備を要望します。 ③ 高原5丁目の県道20号線沿いの土地Cについて、今回新設(案)では立ち退き面積が増加しています。土地Bへの接道を考慮してほしい。 (理由) ① 今回の変更(案)のバスベイの一部にあたる当方土地Aは後方の土地Bへの国道からの出入り専用のため、昭和62年に購入した。広大地の土地Bは中央を水路に分断されている。その一帯は建物を建築できない等の土地B利用上の問題がある。そのため国道出入りのための土地Aはとても重要である。 現況、土地Aは国道へのメインの出入口であり、国道への車両出入りが今後もできるようにバスベイ新設(案)を修正してほしい。 ② 沖縄市道15号線(路線延長約65m)の一番狭い部分を含む30mにわたる20坪を土地Bから分筆して、沖縄市道路課へ当方が売却している。そして昭和47年、昭和51年に里道復元整備請願書や平成元年に20坪を売却時も、その後令和5年5月に市道路課長宛へ自治会長を含む沿線使用者等の11名の署名住所記入要請書等にて狭くて車と歩行者すれ違い危険なため道路拡張整備を要望しております。	都市計画原案の公述意見に対する都市計画決定権者の見解は、下記の通りです。 記 ① 高原交差点は主要渋滞箇所となっており、沖縄市の都市計画マスタープランにおいて、交通渋滞の解消を促進する交差点として位置付けられています。このため、高原バス停(渡口向け)の設置位置については、「平面交差の計画と設計 計画編」(社団法人交通工学研究会)を参考に、交通の流れを円滑にするため交差点の流出部に設置しております。また、高原交差点からバス停位置の距離については、現地条件等を考慮し選定しております。 事業者によると、現在の案の位置から、比屋根側へ位置を移動した場合、市道15号線と国道329号の取付けに支障となることや、それより比屋根側に移動すると他のバス停との距離が遠くなるため、バス乗換え時の利便性が低下すると考えられることから、原案の位置に設置したいとのことです。 なお、土地Bへの国道329号からの乗入れについては、以下②の整備により対応してまいりたいとのことです。 ② 市道高原15号線と国道329号の接続部については、道路構造令等の基準に基づき計画・設計されるものです。 事業者によると接続部については、現況復旧(乗入れW=4m)での整備を予定していますが、今後、用地測量を実施し、その結果を踏まえ道路管理者の沖縄市と調整し、取り付け道路としての対応を含め、検討してまいりたいとのことです。 なお、県の事業範囲外の沖縄市道の整備要望について、道路管理者の

	③ 30年以上前に県道20号線の拡張工事の際、当方の別土地を大きく売っている。ここは今回（案）で減少部分にあたる。土地Bの水路北側部分について、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用できるよう過去の経緯を考慮（戦後土地Bの中央に水路作られたが補償、賃貸料無）や長距離な指定道路を土地B北側に配置しないと活用できないことから、県道20号線側に土地Bが接道できるよう要請します。 ※公述の内容については、個人が特定されないよう、都市計画決定権者において、意見の一部を書き換えております。	沖縄市によると、県が実施した用地測量の成果を踏まえて、県と調整し、用地買収しない範囲内で整備を検討してまいりたいとのことです。 ③ 沖縄県道路事業における用地の買収については「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」に基づいてなされております。 事業者によると、高原5丁目の土地Cについては、県道20号線の拡幅を行うため沖縄県において用地買収を予定しておりますが、用地買収後に土地Cに残地が生じる見込みとなっていることから、ご要望の土地Bと県道20号線を接道することは困難とのことです。 以上のことより、事業者の計画について適切に検討がされていること、また、公述意見について、事業者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画原案を都市計画案として公告縦覧を行います。
--	---	---

中部広域都市計画道路の変更に係る都市計画案への意見に対する都市計画決定権者の見解
3・2・6号 胡屋泡瀬線

公述 人	意 見 要 旨	都市計画決定権者の見解
1	① 土地 A について、バスベイ計画（案）より数メートルずらして頂きたい。全体を移動するのは無理でも 3 メートルの幅だけでも車両が出入りできるように要望します。 ② 沖縄市道高原 15 号線と、国道 329 号との取り付け位置の用地は沖縄市の里道部分となっており、用地買収無しで拡張可能なので、国道 329 号への取り付け道路工事として工事計画に組み込むことを強く要望します。 ※意見の内容については、個人が特定されないよう、都市計画決定権者において、意見の一部を書き換えております。	都市計画案への意見に対する都市計画決定権者の見解は下記の通りです。 記 ① と②は関連するため、まとめて回答いたします。 高原バス停（渡口向け）の設置位置については、交通の流れを円滑にするため交差点の流出部に設置しております。また、バスベイの位置については、高原交差点からバスベイ位置の距離や交通安全上の現地条件等を考慮し決定していることから、バスベイの設置位置を移動することは困難であると考えております。 また、事業者によると市道高原 15 号線と国道 329 号の接続部については、現況復旧での整備を基本としていますが、今後、用地測量を実施し、その結果を踏まえ道路管理者の国や沖縄市、交通管理者の沖縄県警と調整し、市道 15 号線から土地 A 及び B への乗入れが可能となるよう取り付け道路としての対応を含め、検討してまいりたいとのことです。 なお、県の事業範囲外の市道の整備要望については、沖縄県において実施する用地測量の成果を踏まえ、県と調整し、用地買収しない範囲内で沖縄市が整備を検討してまいりたいとのことです。 以上のとおり、本計画は適切に検討されていること、また、事業者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認した結果も踏まえ、都市計画案のとおり決定したいと考えております。